

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書  
【根拠条文】 法第27条の23第1項  
【提出先】 東海財務局長  
【氏名又は名称】 株式会社 C O R E  
代表取締役 小川 哲史  
【住所又は本店所在地】 岐阜県大垣市久徳町100番地  
【報告義務発生日】 令和8年1月26日  
【提出日】 令和8年2月2日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 5  
【提出形態】 その他  
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	太平洋工業株式会社
証券コード	7250
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所・名古屋証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)/1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社C O R E
住所又は本店所在地	岐阜県大垣市久徳町100番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	令和7年3月3日
代表者氏名	小川 哲史
代表者役職	代表取締役
事業内容	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業 2. 前号に付帯関連する一切の事業

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	太平洋工業株式会社 経理部 渡辺 智
電話番号	0584-93-0117

#### (2)【保有目的】

提出者1は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。

提出者1は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき、本公開買付け(以下に定義します。)の終了後に行われる本株式併合(以下に定義します。以下同じです。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む発行者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を発行者に要請することを予定しており、提出者1、本不応募合意株主(以下に定義します。以下同じです。)及び共同保有者1は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

( 3 ) 【重要提案行為等】

該当事項なし

( 4 ) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	31,938,413		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 31,938,413	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T		31,938,413
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月26日現在)	V	61,312,896
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		52.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

( 5 ) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年1月26日	普通株式	31,938,413	52.09	市場外	取得	3,036円

( 6 ) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者1は、提出者2及び提出者4（総称して、以下「本創業家株主」といいます。）との間で、2025年7月25日付で以下の合意を行っております（以下「本不応募合意（創業家）」といいます。）。

（ア）本公司買付けへの不応募

本創業家株主は、本創業家株主が所有する発行者の普通株式（以下「発行者株式」といい、本創業家株主が所有する発行者株式を、以下「本不応募合意株式（創業家）」といいます。）について提出者1が発行者株式及び発行者の新株予約権（以下「発行者新株予約権」といいます。）に対して実施する公開買付け（以下「本公司買付け」といいます。）に応募しないこと、及び第三者への譲渡その他の処分を行わないことを合意しております。

（イ）本株式併合

提出者1は、本公司買付けの結果、本公司買付けにおいて提出者1が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式、本不応募合意株式（創業家）及び本不応募合意株式（財団）（以下に定義します。）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公司買付けの成立後に、提出者1及び本不応募合意株主を除く発行者の全ての株主が所有する発行者株式を1株未満の端数とする比率（ただし、本不応募合意株主のいずれかが所有する発行者株式と同数以上の発行者株式を所有する提出者1及び本不応募合意株主以外の株主が存在し、又は、本株式併合の効力発生時点でかかる株主が生じることが見込まれる場合には、かかる株主が所有する発行者株式を1株未満の端数とする比率とします。）により発行者株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、及び本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定していることを合意しております。本創業家株主は本臨時株主総会において提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（創業家）に係る議決権行使することを合意しております。

（ウ）本株式交換

提出者1は、本株式併合の効力発生後、本不応募合意株主のいずれかが発行者の株主として存在する場合には、提出者1を株式交換完全親会社、発行者を株式交換完全子会社とし、提出者1の普通株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを合意しております。本創業家株主は、本株式交換の実施を付議議案に含む発行者の臨時株主総会において議決権行使できる場合、提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（創業家）に係る議決権行使することを合意しております。

（エ）本再出資

本創業家株主は、本株式併合の結果、そのいずれか又は両方の所有する発行者株式の数に1株に満たない端数が生じ、当該端数株式の対価として発行者から金銭を受領した場合には、本株式交換の完了後、実務上可能な限り速やかに、当該金銭の全額（ただし、公租公課及び合理的な諸経費は控除します。）について、提出者1に対して再出資（以下「本再出資」といいます。）を行い、提出者1の普通株式を取得することを合意しております。

（オ）終了

提出者1及び本創業家株主は、書面で終了について合意した場合又は本公司買付けが開示されたが成立せずに終了した場合には本不応募合意（創業家）は自動的に終了することを合意しております。

提出者1は、提出者3（以下「本財団」といい、本創業家株主と本財団を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、2025年7月25日付で以下の合意を行っております（以下「本不応募合意（財団）」といいます。）。

（ア）本公司買付けへの不応募

本財団は、本財団が所有する発行者株式（以下「本不応募合意株式（財団）」といいます。）について本公司買付けに応募しないこと、及び第三者への譲渡その他の処分を行わないことを合意しております。

（イ）本株式併合

提出者1は、本公司買付けの結果、本公司買付けにおいて提出者1が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式、本不応募合意株式（創業家）及び本不応募合意株式（財団）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公司買付けの成立後に、本株式併合を行うこと、及び本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定していることを合意しております。本財団は本臨時株主総会において提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（財団）に係る議決権行使することを合意しております。

（ウ）本株式交換

提出者1は、本株式併合の効力発生後、本不応募合意株主のいずれかが発行者の株主として存在する場合には、本株式交換を行うことを合意しております。本財団は、本株式交換の実施を付議議案に含む発行者の臨時株主総会において議決権行使できる場合、提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（財団）に係る議決権行使すること、並びに本株式交換の効力発生後は提出者1の無議決権株式であるC種優先株式のみを所有すること及びそのために必要な手続・協力をを行うことを合意しております。

（エ）本再出資

本財団は、本株式併合の結果、その所有する発行者株式の数に1株に満たない端数が生じ、当該端数株式の対価として発行者から金銭を受領した場合には、本株式交換の完了後、実務上可能な限り速やかに、当該金銭の全額（ただし、公租公課及び合

理的な諸経費は控除します。)について、本再出資を行い、提出者1のC種優先株式を取得することを合意しております。

(才) 終了

提出者1及び本財団は、書面で終了について合意した場合又は本公開買付けが開示されたが成立せずに終了した場合には本不応募合意(財団)は自動的に終了することを合意しております。

提出者1は、共同保有者1(以下「エフィッシュモ」といいます。)との間で、2026年1月9日付で以下の合意を行っております(以下「本不応募合意(エフィッシュモ)」といいます。)。

(ア) 本公開買付けへの不応募

エフィッシュモは、自ら又はエフィッシュモが投資運用するファンドその他のエフィッシュモの関係者をして、エフィッシュモが投資権限を有する発行者株式(以下「本不応募合意株式(エフィッシュモ)」といいます。)について本公開買付けに応募しないこと、及び第三者への譲渡その他の処分を行わないことを合意しております。

また、エフィッシュモは、直接又は間接に、提出者1以外の者との間で、発行者を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)と抵触し若しくは本取引の実行を困難若しくは不可能にする又はそのおそれのある一切の取引(第三者との間の合併・株式交換・会社分割等の組織再編行為を含みます。)に関連する合意、提案、申込み、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないことを合意しております。

(イ) 本株式併合

エフィッシュモは、自ら又はエフィッシュモが投資運用するファンドその他のエフィッシュモの関係者をして、エフィッシュモが投資権限を有する本不応募合意株式(エフィッシュモ)について、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合に伴い必要となる定款変更を行うことを内容とする議案(以下「本議案」といいます。)に賛成の議決権行使する又は行使させるものとし、本議案と競合又は矛盾する株主提案については提出者1と同一の内容で議決権行使する又は行使されること、及びこれに違反する議決権行使結果が生じた場合、発行者が当該議決権行使結果に係る議決権行使を無効と扱うことについて合意しております。

(ウ) 終了

提出者1及びエフィッシュモは、書面で終了について合意した場合、本公開買付けが成立せずに終了した場合又は本公開買付けの決済の開始日から6か月以内に本臨時株主総会が招集されない場合には本不応募合意(エフィッシュモ)は自動的に終了することを合意しております。

提出者1は、発行者株式及び発行者新株予約権を取得することを目的として、2025年7月28日から2026年1月26日までを買付け等の期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けは同日に成立しており、本公開買付けに係る決済開始日は同年2月2日です。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(₩)(千円)	45,000,000
借入金額計(X)(千円)	51,965,022
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(₩+X+Y)	96,965,022

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
株式会社三菱UFJ銀行(営業本部名古屋営業第二部)	銀行	半沢 淳一	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2	51,965,022

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 2【提出者（大量保有者）／2】

### （1）【提出者の概要】

#### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	小川 信也
住所又は本店所在地	岐阜県大垣市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	太平洋工業株式会社
勤務先住所	岐阜県大垣市久徳町100番地

#### 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	太平洋工業株式会社 経理部 渡辺 智
電話番号	0584-93-0117

### （2）【保有目的】

提出者1は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。

提出者1は、会社法第180条に基づき、本公開買付けの終了後に行われる本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定しており、提出者1、本不応募合意株主及び共同保有者1は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

### （3）【重要提案行為等】

該当事項なし

### （4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

#### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	1,484,005		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 89,300	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,573,305	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,573,305
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		89,300

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月26日現在)	V	61,312,896
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		2.56
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

( 6 ) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2は、2019年7月12日に取得した4,500株、2020年7月13日に取得した4,400株、2021年7月12日に取得した3,700株、2022年7月12日に取得した4,100株、2023年7月12日に取得した3,100株、2024年7月12日に取得した2,600株及び2025年7月11日に取得した3,200株について、それぞれ、発行者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、各取得日から50年間譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、及び一定の事由が生じた場合には発行者が当該株式を無償で取得することを合意しております。

本創業家株主は、提出者1との間で、2025年7月25日付で以下の本不応募合意（創業家）を行っております。

（ア）本公司買付けへの不応募

本創業家株主は、本不応募合意株式（創業家）について本公司買付けに応募しないこと、及び第三者への譲渡その他の処分を行わないことを合意しております。

（イ）本株式併合

提出者1は、本公司買付けの結果、本公司買付けにおいて提出者1が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式、本不応募合意株式（創業家）及び本不応募合意株式（財団）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公司買付けの成立後に、本株式併合を行うこと、及び本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定していることを合意しております。本創業家株主は本臨時株主総会において提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（創業家）に係る議決権行使することを合意しております。

（ウ）本株式交換

提出者1は、本株式併合の効力発生後、本不応募合意株主のいずれかが発行者の株主として存在する場合には、本株式交換を行うことを合意しております。本創業家株主は、本株式交換の実施を付議議案に含む発行者の臨時株主総会において議決権行使できる場合、提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（創業家）に係る議決権行使することを合意しております。

（エ）本再出資

本創業家株主は、本株式併合の結果、そのいずれか又は両方の所有する発行者株式の数に1株に満たない端数が生じ、当該端数株式の対価として発行者から金銭を受領した場合には、本株式交換の完了後、実務上可能な限り速やかに、当該金銭の全額（ただし、公租公課及び合理的な諸経費は控除します。）について、本再出資を行い、提出者1の普通株式を取得することを合意しております。

（オ）終了

提出者1及び本創業家株主は、書面で終了について合意した場合又は本公司買付けが開示されたが成立せずに終了した場合には本不応募合意（創業家）は自動的に終了することを合意しております。

( 7 ) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額( W ) ( 千円 )	15,967
借入金額計( X ) ( 千円 )	
その他金額計( Y ) ( 千円 )	29,400

	<p>1. 普通株式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年5月13日に贈与により普通株式2,000株を取得</li> <li>・2013年10月16日に相続により普通株式248,000株を取得</li> <li>・2013年10月22日に相続により普通株式101,764株を取得</li> <li>・2017年2月17日に相続により普通株式34株を取得</li> <li>・2017年3月14日に相続により普通株式800株を取得</li> <li>・2017年3月15日に相続により普通株式829,246株を取得</li> <li>・2019年7月12日に譲渡制限付株式報酬として4,500株取得</li> <li>・2020年7月13日に譲渡制限付株式報酬として4,400株取得</li> <li>・2021年7月12日に譲渡制限付株式報酬として3,700株取得</li> <li>・2022年7月12日に譲渡制限付株式報酬として4,100株取得</li> <li>・2023年7月12日に譲渡制限付株式報酬として3,100株取得</li> <li>・2024年7月12日に譲渡制限付株式報酬として2,600株取得</li> <li>・2025年7月11日に譲渡制限付株式報酬として3,200株取得</li> </ul>
上記(Y)の内訳	<p>2. 新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年8月1日にストック・オプションとして新株予約権227個(22,700株)を無償取得</li> <li>・2012年8月1日にストック・オプションとして新株予約権173個(17,300株)を無償取得</li> <li>・2013年8月1日にストック・オプションとして新株予約権122個(12,200株)を無償取得</li> <li>・2014年8月1日にストック・オプションとして新株予約権124個(12,400株)を無償取得</li> <li>・2015年8月1日にストック・オプションとして新株予約権86個(8,600株)を無償取得</li> <li>・2016年8月1日にストック・オプションとして新株予約権69個(6,900株)を無償取得</li> <li>・2017年8月1日にストック・オプションとして新株予約権47個(4,700株)を無償取得</li> <li>・2018年8月1日にストック・オプションとして新株予約権45個(4,500株)を無償取得</li> </ul>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	45,367

注：保有株券等1,573,305株のうち1,309,449株の取得資金は、45,367,370円。その他の263,856株の取得資金は、不明

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者(大量保有者)/3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(公益財団法人)
氏名又は名称	公益財団法人小川科学技術財団
住所又は本店所在地	岐阜県大垣市久徳町100番地 太平洋工業株式会社内

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和60年4月1日
代表者氏名	小川 信也
代表者役職	理事長（代表理事）
事業内容	<p>1. この法人は、次の事業を行う。</p> <p>( 1 ) 学術研究、技術開発、国際交流等に関する助成</p> <p>( 2 ) 講演会、発表会、展示会等に対する助成及び開催</p> <p>( 3 ) 注目すべき業績に対する表彰</p> <p>( 4 ) 育成教育に対する奨学金等の助成</p> <p>( 5 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2. 前項の事業は、岐阜県において行うものとする。</p>

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	太平洋工業株式会社 総務部 愛知 浩介
電話番号	0584-93-0113

（2）【保有目的】

提出者1は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。
提出者1は、会社法第180条に基づき、本公開買付けの終了後に行われる本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定しており、提出者1、本不応募合意株主及び共同保有者1は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	1,000,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,000,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,000,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月26日現在)	V	61,312,896
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		1.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

本財団は、提出者1との間で、2025年7月25日付で以下の本不応募合意（財団）を行っております。

(ア) 本公司買付けへの不応募

本財団は、本不応募合意株式（財団）について本公司買付けに応募しないこと、及び第三者への譲渡その他の処分を行わないことを合意しております。

(イ) 本株式併合

提出者1は、本公司買付けの結果、本公司買付けにおいて提出者1が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式、本不応募合意株式（創業家）及び本不応募合意株式（財団）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公司買付けの成立後に、本株式併合を行うこと、及び本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定していることを合意しております。本財団は本臨時株主総会において提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（財団）に係る議決権を行使することを合意しております。

(ウ) 本株式交換

提出者1は、本株式併合の効力発生後、本不応募合意株主のいずれかが発行者の株主として存在する場合には、本株式交換を行うことを合意しております。本財団は、本株式交換の実施を付議議案に含む発行者の臨時株主総会において議決権を行使できる場合、提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（財団）に係る議決権を行使すること、並びに本株式交換の効力発生後は提出者1の無議決権株式であるC種優先株式のみを所有すること及びそのために必要な手続・協力をを行うことを合意しております。

(エ) 本再出資

本財団は、本株式併合の結果、その所有する発行者株式の数に1株に満たない端数が生じ、当該端数株式の対価として発行者から金銭を受領した場合には、本株式交換の完了後、実務上可能な限り速やかに、当該金銭の全額（ただし、公租公課及び合理的な諸経費は控除します。）について、本再出資を行い、提出者1のC種優先株式を取得することを合意しております。

(オ) 終了

提出者1及び本財団は、書面で終了について合意した場合又は本公司買付けが開示されたが成立せずに終了した場合には本不応募合意（財団）は自動的に終了することを合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2000年11月1日に寄付により普通株式400,000株を取得</li> <li>・2012年10月26日に寄付により普通株式600,000株を取得</li> </ul>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

4【提出者（大量保有者）/4】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	小川 哲史
住所又は本店所在地	岐阜県大垣市

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	太平洋工業株式会社
勤務先住所	岐阜県大垣市久徳町100番地

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	太平洋工業株式会社 経理部 渡辺 智
電話番号	0584-93-0117

( 2 ) 【保有目的】

提出者 1 は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。 提出者 1 は、会社法第180条に基づき、本公開買付けの終了後に行われる本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定しており、提出者 1、本不応募合意株主及び共同保有者 1 は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。
--

( 3 ) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

( 4 ) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	98,527		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A 17,600	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	116,127	P
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		116,127
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		17,600

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月26日現在)	V	61,312,896
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		0.19
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

( 6 ) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者4は、2019年7月12日に取得した2,600株、2020年7月13日に取得した2,700株、2021年7月12日に取得した2,300株、2022年7月12日に取得した2,500株、2023年7月12日に取得した3,100株、2024年7月12日に取得した2,600株及び2025年7月11日に取得した3,200株について、それぞれ、発行者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、各取得日から50年間譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、及び一定の事由が生じた場合には発行者が当該株式を無償で取得することを合意しております。

本創業家株主は提出者1との間で、2025年7月25日付で以下の本不応募合意（創業家）を行っております。

（ア）本公開買付けへの不応募

本創業家株主は、本不応募合意株式（創業家）について本公開買付けに応募しないこと、及び第三者への譲渡その他の処分を行わないことを合意しております。

（イ）本株式併合

提出者1は、本公開買付けの結果、本公開買付けにおいて提出者1が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式、本不応募合意株式（創業家）及び本不応募合意株式（財団）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、本株式併合を行うこと、及び本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定していることを合意しております。本創業家株主は本臨時株主総会において提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（創業家）に係る議決権行使することを合意しております。

（ウ）本株式交換

提出者1は、本株式併合の効力発生後、本不応募合意株主のいずれかが発行者の株主として存在する場合には、本株式交換を行うことを合意しております。本創業家株主は、本株式交換の実施を付議議案に含む発行者の臨時株主総会において議決権を行使できる場合、提出者1の指示に従って提出者1と同一の内容で、本不応募合意株式（創業家）に係る議決権行使することを合意しております。

（エ）本再出資

本創業家株主は、本株式併合の結果、そのいずれか又は両方の所有する発行者株式の数に1株に満たない端数が生じ、当該端数株式の対価として発行者から金銭を受領した場合には、本株式交換の完了後、実務上可能な限り速やかに、当該金銭の全額（ただし、公租公課及び合理的な諸経費は控除します。）について、本再出資を行い、提出者1の普通株式を取得することを合意しております。

（オ）終了

提出者1及び本創業家株主は、書面で終了について合意した場合又は本公開買付けが開示されたが成立せずに終了した場合には本不応募合意（創業家）は自動的に終了することを合意しております。

( 7 ) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額( W ) (千円)	17,817
借入金額計( X ) (千円)	
その他金額計( Y ) (千円)	29,400

上記(Y)の内訳	<p>1. 普通株式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年12月24日に贈与により普通株式37,295株を取得</li> <li>・2014年6月17日に新株予約権の行使により19,000株を取得</li> <li>・2019年7月12日に譲渡制限付株式報酬として2,600株取得</li> <li>・2020年7月13日に譲渡制限付株式報酬として2,700株取得</li> <li>・2021年7月12日に譲渡制限付株式報酬として2,300株取得</li> <li>・2022年7月12日に譲渡制限付株式報酬として2,500株取得</li> <li>・2023年7月12日に譲渡制限付株式報酬として3,100株取得</li> <li>・2024年7月12日に譲渡制限付株式報酬として2,600株取得</li> <li>・2025年7月11日に譲渡制限付株式報酬として3,200株取得</li> </ul> <p>2. 新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年8月1日にストック・オプションとして新株予約権78個(7,800株)を無償取得</li> <li>・2012年8月1日にストック・オプションとして新株予約権55個(5,500株)を無償取得</li> <li>・2013年8月1日にストック・オプションとして新株予約権57個(5,700株)を無償取得</li> <li>・2014年8月1日にストック・オプションとして新株予約権52個(5,200株)を無償取得</li> <li>・2015年8月1日にストック・オプションとして新株予約権45個(4,500株)を無償取得</li> <li>・2016年8月1日にストック・オプションとして新株予約権32個(3,200株)を無償取得</li> <li>・2017年8月1日にストック・オプションとして新株予約権21個(2,100株)を無償取得</li> <li>・2018年8月1日にストック・オプションとして新株予約権26個(2,600株)を無償取得</li> </ul>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	47,217

注：保有株券等116,127株のうち106,459株の取得資金は、47,217,490円。その他の9,668株の取得資金は、不明

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者/1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティー ディー (Effissimo Capital Management Pte. Ltd.)

住所又は本店所在地	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 ( 260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855 )
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年6月19日
代表者氏名	高坂 卓志
代表者役職	取締役 ( Director )
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	高坂 卓志
電話番号	65-6733-0309

( 2 ) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等( 株・口 )			10,504,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等( 株・口 )	A	-	H
新株予約権付社債券( 株 )	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計( 株・口 )	O	P	Q 10,504,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	10,504,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月26日現在)	V	61,312,896
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		17.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		17.13

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社C O R E
- (2) 小川 信也
- (3) 公益財団法人小川科学技術財団
- (4) 小川 哲史
- (5) エフィッシュモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

###### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	34,520,945		10,504,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 106,900	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 34,627,845	P	Q 10,504,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T	45,132,345
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	106,900

( 2 ) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (令和8年1月26日現在)	V	61,312,896
上記提出者の株券等保有割合（%） (T / (U+V) × 100)		73.48
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

( 3 ) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） (株・口)	株券等保有割合（%）
株式会社C O R E	31,938,413	52.09
小川 信也	1,573,305	2.56
公益財団法人小川科学技術財団	1,000,000	1.63
小川 哲史	116,127	0.19
エフィッシュモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー	10,504,500	17.13
合計	45,132,345	73.48